

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月9日
【四半期会計期間】	第149期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	住友大阪セメント株式会社
【英訳名】	Sumitomo Osaka Cement Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 関根 福一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区六番町6番地28
【電話番号】	(03)5211-4500（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理グループリーダー 起塚 岳哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区六番町6番地28
【電話番号】	(03)5211-4500（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理グループリーダー 起塚 岳哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第148期 第1四半期連結 累計期間	第149期 第1四半期連結 累計期間	第148期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	45,837	49,039	201,220
経常利益(百万円)	246	1,342	5,949
四半期(当期)純利益又は純損失() (百万円)	1,127	409	1,339
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	1,423	642	5,843
純資産額(百万円)	122,060	126,834	129,113
総資産額(百万円)	306,286	299,072	311,696
1株当たり四半期(当期)純利益又は純損失金額() (円)	2.71	0.98	3.22
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	39.3	42.0	41.0

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まない。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 第148期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしている。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、3月に発生した東日本大震災の影響により、生産や輸出が大幅に落ち込むなど、厳しい状況が続いてきた。サプライチェーンの立て直しに伴い、一部に持ち直しの動きはみられるものの、原子力発電所の事故に伴う電力供給の制約に加え、原油価格の上昇や急激な為替相場の変動等もあり、予断を許さない状況にある。

セメント業界においては、東日本大震災による東北地方を中心とした需要の減少に加え、国の公共事業費削減の影響により官公需が減少したものの、首都圏における再開発事業や東海・近畿における民間建築増、更には前年落ち込みの反動もあり民需が増加したことから、セメント国内需要は前年同期を0.8%上回る9,671千tとなった。

輸出は、需要堅調な豪州、中南米向けで増加したものの、アフリカ、フィリピン、シンガポール向けで大幅に減少したことから、前年同期を7.2%下回った。

この結果、輸出分を含めた国内セメントメーカー総販売数量は、前年同期を1.3%下回る12,031千tとなった。

このような情勢の中で、当社グループは、持続的発展を目指し、グループを挙げてコスト削減、事業拡大等への取り組みに注力した。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は、49,039百万円と前年同期に比べ3,202百万円の増収、経常利益は1,342百万円と前年同期に比べ1,095百万円の増益となった。また、四半期純利益については、409百万円と前年同期に比べ1,536百万円の増益となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

1 セメント

子会社における生コンクリート販売の増加等により、売上高は、38,714百万円と前年同期に比べ1,849百万円(5.0%)の増収となった。営業利益は、石炭・重油価格上昇による影響があったものの、リサイクル原燃料の受入拡大を中心としたコスト合理化等により、544百万円と前年同期に比べ387百万円の増益となった。

2 鉱産品

鉄鋼向け石灰石や生コンクリート用骨材の販売は、堅調に推移したものの、石灰製品の販売が減少したこと等から、売上高は、2,703百万円と前年同期に比べ6百万円(0.2%)の減収となり、営業利益は、66百万円と前年同期に比べ10百万円の減益となった。

3 建材

地盤改良工事の減収等により、売上高は、2,748百万円と前年同期に比べ24百万円(0.9%)の減収となり、損益は、124百万円の営業損失と前年同期に比べ98百万円の悪化となった。

4 光電子

光計測器の販売数量増加や光通信用部品の生産コストの改善等により、売上高は、853百万円と前年同期に比べ5百万円(0.6%)の増収となり、営業利益は、47百万円と前年同期と比べ17百万円の増益となった。

5 新材料

PDP(プラズマディスプレイパネル)用フィルターやナノ粒子材料の販売数量増加等により、売上高は、2,870百万円と前年同期と比べ1,578百万円(122.1%)の増収となり、営業利益は、219百万円と前年同期に比べ193百万円の増益となった。

6 その他

ソフトウェアの販売減少等により、売上高は、1,148百万円と前年同期に比べ198百万円(14.8%)の減収となり、営業利益は、206百万円と前年同期と比べ114百万円の減益となった。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は、平成20年6月27日開催の当社第145回定時株主総会の承認により、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」という。）を導入したが、その有効期間は平成23年6月開催予定の当社第148回定時株主総会の終結時までとしていた。

当社では、旧プランの更新の是非を含め、その在り方について検討してきたが、平成23年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを以下「本プラン」という。）を決定し、平成23年6月29日開催の第148回定時株主総会において、株主の過半数の賛成により承認された。

その概要については、以下の通りである。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えている。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものとする。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえる。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断する。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、当社は、「セメント事業」及び関連する「鉱産品事業」・「建材事業」を通じて、社会資本整備や重厚産業に不可欠な基礎資材を提供している。また、独自技術の開発や外部技術の導入によって、「光電子事業」・「新材料事業」等を展開し、先端技術分野向けの部材や各種材料の供給を行っている。これら5つの事業を効率的に運営することにより、経営の安定化と着実な成長を実現し、社会への貢献と株主の期待に応えてきた。

これら5つの事業に加え、現在、当社が事業拡大のため、もっとも注力している新たな事業の一つが「二次電池材料事業」である。「光電子事業」・「新材料事業」・「二次電池材料事業」の手がける分野は、市場ニーズの変化や、競争が激しいものの、今後とも市場の拡大が期待できる分野である。今後は、当社独自の技術力に加え、他社・各種研究機関との提携、共同研究を通じて、より早く、より低コストで、より付加価値の高い製品を開発・供給することで、事業の拡大に努めていく。

今後も、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を活用し、企業価値を高めていく。

また、当社は、「監査役設置会社」の形態を採用し、業務に精通した取締役と経営に対する監督機能の強化を図るために選任された独立役員である社外取締役からなる取締役会における審議等を通じて的確な判断を行い、業務の効率化に努めるとともに、監査役の監査機能の充実を図っている。さらに、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして引き続き導入したものである。

当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われる場合に、株主が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模な買付けを行う者との交渉が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えている。そのため当社は、本プランにおいて大規模な買付行為を行う際の情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本更新を実施した。

本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者等」という。）とする。

特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続きの進行ならびに当社の株主の利益及び当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性及び公正性を担保するため、旧プランと同様に特別委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置する。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任する。

特別委員会は、大規模買付者等に対し、大規模買付情報の内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、必要情報を追加的に提出するよう当社取締役会を通して求めることができる。また、特別委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非について諮問を受けた日から原則として30日間が経過する日までに、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見を当社取締役会に対して勧告する。

特別委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて当社経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができる。

大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下の通りである。

1) 大規模買付者等による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び大規模買付者等の名称等を日本語で記載した意向表明書を提出する。

2) 大規模買付者等による必要情報の提供

当社は、上記1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者等から当社取締役会に対して、株主の判断及び取締役会としての意見形成のために提供を求める必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」という。）のリストを当該大規模買付者等に交付し、大規模買付者等は、本大規模買付情報のリストに従い、本大規模買付情報を当社取締役会に日本語で記載された書面にて提出する。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、大規模買付情報のリストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者等に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者等が大規模買付情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」という。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者等とのやり取りを終了し、ただちに取締役会評価期間を開始するものとする。他方、当社取締役会は、大規模買付者等から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的・合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、ただちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始する。

3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間又は90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設定する。

大規模買付行為が為された場合の対応方針

1) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。

但し、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることがある。

2) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために必要であるときには、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する。なお、当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがある。また、大規模買付者等に対して金銭の交付を行わない。

3) 対抗措置の発動の手続き

本プランにおいては、上記1)に記載のとおり大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。一方、上記1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行う。なお、特別委員会は、あらかじめ当該発動に関して株主の意思を確認するべき旨の留保を当該勧告に付すことができる。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重する。

4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、上記3)に従い、特別委員会が対抗措置の発動に関してあらかじめ株主の意思を確認するべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」という。）を開催し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認することができる。

株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従う。

大規模買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動の是非の決議を行うまでは、大規模買付行為を開始できない。また、株主意思確認総会が招集されない場合には、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始できる。

5) 対抗措置発動の停止等について

上記3)において、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者等が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがある。

本プランの適用開始、有効期間及び廃止等

本プランは、平成23年6月29日に開催した当社第148回定時株主総会での承認により発効した。なお、有効期間については、第148回定時株主総会終結時から平成26年6月開催予定の第151回定時株主総会の終結時までである。

本プランは、株主総会により承認された後であっても、1)株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、2)株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止される。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがある。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、次の理由から上記3.の取組みが基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足している。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えている。更に、本プランは、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものである。

株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年6月29日に開催した第148回定時株主総会での承認により発効しており、株主の意思が反映されている。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することとしている。

更に、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意思が反映される。

当社取締役の任期が1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしている。また、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることも可能となっている。

特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役及び社外有識者等で構成される特別委員会により行われることとされている。

また、その判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等の大規模買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

なお、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもない。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、977百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,470,130,000
計	1,470,130,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	427,432,175	427,432,175	東京証券取引所 市場第1部 大阪証券取引所 市場第1部	単元株式数は1,000株である。
計	427,432,175	427,432,175	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成23年4月1日～平成23年6月30日	-	427,432,175	-	41,654	-	10,413

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,043,000	-	単元株式数は1,000株である。
完全議決権株式(その他)	普通株式 411,511,000	411,511	単元株式数は1,000株である。
単元未満株式	普通株式 4,878,175	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	427,432,175	-	-
総株主の議決権	-	411,511	-

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
住友大阪セメント株式会社	東京都千代田区六番町6-28	11,043,000	-	11,043,000	2.58
計	-	11,043,000	-	11,043,000	2.58

2【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,419	18,009
受取手形及び売掛金	42,381	40,956
有価証券	0	0
商品及び製品	8,243	8,528
仕掛品	1,571	2,262
原材料及び貯蔵品	10,962	10,571
繰延税金資産	1,767	1,419
短期貸付金	256	251
その他	1,697	1,651
貸倒引当金	275	270
流動資産合計	93,027	83,379
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	152,184	152,350
減価償却累計額	99,115	99,774
建物及び構築物(純額)	53,069	52,576
機械装置及び運搬具	372,610	374,258
減価償却累計額	318,595	321,568
機械装置及び運搬具(純額)	54,015	52,689
土地	39,409	39,533
建設仮勘定	5,039	5,220
その他	31,977	31,871
減価償却累計額	17,003	16,929
その他(純額)	14,974	14,942
有形固定資産合計	166,507	164,961
無形固定資産		
のれん	485	753
その他	3,184	3,069
無形固定資産合計	3,670	3,823
投資その他の資産		
投資有価証券	40,724	38,960
長期貸付金	1,541	1,477
繰延税金資産	979	918
その他	5,702	5,998
貸倒引当金	456	448
投資その他の資産合計	48,491	46,906
固定資産合計	218,669	215,692
資産合計	311,696	299,072

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,560	24,014
短期借入金	34,278	34,235
1年内返済予定の長期借入金	9,369	17,476
1年内償還予定の社債	7,000	-
未払法人税等	1,719	267
賞与引当金	2,050	1,247
災害損失引当金	481	293
その他	10,265	11,318
流動負債合計	89,725	88,852
固定負債		
社債	15,000	15,000
長期借入金	54,928	46,111
繰延税金負債	11,544	10,706
退職給付引当金	1,058	1,158
役員退職慰労引当金	260	208
資産除去債務	256	303
その他	9,810	9,894
固定負債合計	92,857	83,384
負債合計	182,583	172,237
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	31,084	31,084
利益剰余金	43,411	42,200
自己株式	1,959	1,961
株主資本合計	114,190	112,977
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,578	12,558
為替換算調整勘定	46	41
その他の包括利益累計額合計	13,532	12,517
少数株主持分	1,390	1,340
純資産合計	129,113	126,834
負債純資産合計	311,696	299,072

(2) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】

【 四半期連結損益計算書 】

【 第 1 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
売上高	45,837	49,039
売上原価	36,556	39,261
売上総利益	9,280	9,778
販売費及び一般管理費	8,701	8,788
営業利益	579	989
営業外収益		
受取利息	19	21
受取配当金	277	863
持分法による投資利益	42	-
その他	197	228
営業外収益合計	536	1,113
営業外費用		
支払利息	543	499
持分法による投資損失	-	28
その他	325	232
営業外費用合計	868	760
経常利益	246	1,342
特別利益		
固定資産売却益	2	3
投資有価証券売却益	71	-
貸倒引当金戻入額	39	-
受取補償金	-	313
その他	11	3
特別利益合計	124	320
特別損失		
固定資産除却損	20	318
固定資産売却損	5	3
投資有価証券評価損	29	6
減損損失	1,074	270
災害による損失	-	108
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	198	-
その他	-	10
特別損失合計	1,328	718
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	956	944
法人税、住民税及び事業税	231	237
法人税等調整額	149	333
法人税等合計	81	571
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失 ()	1,038	373
少数株主利益又は少数株主損失 ()	88	36
四半期純利益又は四半期純損失 ()	1,127	409

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	1,038	373
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	385	1,020
為替換算調整勘定	1	5
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	385	1,015
四半期包括利益	1,423	642
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,512	605
少数株主に係る四半期包括利益	89	36

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
連結子会社の事業年度等に関する事項の変更 従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった位登産業株式会社は、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていたが、同社が決算日を3月31日に変更したことに伴い、当第1四半期連結会計期間より連結決算日は当社と一致している。なお、同社の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの損益については、利益剰余金に直接計上している。

【会計方針の変更等】

該当事項なし。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)																						
<p>1 偶発債務</p> <p>銀行借入金等に対する保証債務は次の通りである。 銀行借入金に対する保証債務</p> <table border="0"> <tr> <td>押上・業平橋駅</td> <td>17百万円</td> </tr> <tr> <td>周辺土地区画整理組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> </tr> </table> <p>生コンクリート協同組合からの商品仕入債務に対する保証債務</p> <table border="0"> <tr> <td>塚本建材(株)</td> <td>69百万円</td> </tr> <tr> <td>プラスト</td> <td>39百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(2社)</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>181</td> </tr> </table>	押上・業平橋駅	17百万円	周辺土地区画整理組合		計	17	塚本建材(株)	69百万円	プラスト	39百万円	その他(2社)	73	計	181	<p>1 偶発債務</p> <p>生コンクリート協同組合からの商品仕入債務に対する保証債務</p> <table border="0"> <tr> <td>野原産業</td> <td>26百万円</td> </tr> <tr> <td>吉田建材</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(2社)</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>86</td> </tr> </table>	野原産業	26百万円	吉田建材	25百万円	その他(2社)	34	計	86
押上・業平橋駅	17百万円																						
周辺土地区画整理組合																							
計	17																						
塚本建材(株)	69百万円																						
プラスト	39百万円																						
その他(2社)	73																						
計	181																						
野原産業	26百万円																						
吉田建材	25百万円																						
その他(2社)	34																						
計	86																						

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産にかかる償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次の通りである。

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
減価償却費 5,012百万円	減価償却費 4,743百万円
のれんの償却額 31	のれんの償却額 46

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,665	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,665	4.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント							注1 調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	セメント (百万円)	鉱産品 (百万円)	建材 (百万円)	光電子 (百万円)	新材料 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)		
売上高									
(1)外部顧客に対する 売上高	36,865	2,709	2,773	848	1,292	1,347	45,837	-	45,837
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	769	995	569	3	0	1,248	3,585	3,585	-
計	37,635	3,704	3,342	851	1,292	2,596	49,422	3,585	45,837
セグメント利益又は セグメント損失()	157	76	26	30	26	320	584	5	579

(注) 1. セグメント利益の調整額 5百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(固定資産に係る重要な減損損失)

「その他」セグメントにおいて保有している賃貸倉庫物件について、土地の時価の下落と賃貸収入の減少が発生したため、固定資産にかかる減損損失を計上した。なお、当該減損損失の計上額は1,074百万円である。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント							注1 調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	セメント (百万円)	鉱産品 (百万円)	建材 (百万円)	光電子 (百万円)	新材料 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)		
売上高									
(1)外部顧客に対する 売上高	38,714	2,703	2,748	853	2,870	1,148	49,039	-	49,039
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	643	943	345	4	-	1,098	3,035	3,035	-
計	39,358	3,646	3,093	857	2,870	2,247	52,074	3,035	49,039
セグメント利益又は セグメント損失()	544	66	124	47	219	206	959	30	989

(注) 1. セグメント利益の調整額30百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(固定資産に係る重要な減損損失)

「セメント」セグメントにおいて保有している原料地等について、将来の使用が見込まれなくなったために減損損失を計上した。なお、当該減損損失の計上額は270百万円である。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期 純損失金額()	2円71銭	0円98銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	1,127	409
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	1,127	409
普通株式の期中平均株式数(千株)	416,475	416,382

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月8日

住友大阪セメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原口 清治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住友大阪セメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていない。